

令和7年度「就学援助制度」のお知らせ

柳津町では、子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、経済的理由でお困りの保護者に対し、学用品費、校外活動費、修学旅行費等の援助を行う「就学援助制度」を設けています。

1 就学援助を受けることができる方

柳津町に住所を有し、柳津町が設置する学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、柳津町教育委員会の認定基準に基づく審査により「要保護」又は「準要保護」として認定を受けた方です。

(1)「要保護」…生活保護法による保護基準に該当する保護を必要とする世帯

(2)「準要保護」…「要保護」に準ずる程度に生活が困窮していると認められた世帯

対象となるのは、前年の収入が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯で、かつ、以下の困窮要件のいずれかに該当する世帯です。

- ・生活保護の停止又は廃止
- ・町民税の非課税又は非課税に相当する世帯
- ・保護者が児童扶養手当を受給している世帯
- ・その他、助成要綱第2条第1項第2号から第4号のいずれかに該当する世帯

2 申請手続き

受給申請書に必要事項をご記入のうえ、在籍する学校に提出してください。

※年度当初申請（4月認定）は、指定する期日までに提出してください。なお、年度途中申請は、随時受け付けています。（審査通過後、認定日の属する月からの認定）

※継続の方も、毎年度申請する必要があります。

保護者申請書提出

申請書を各町立学校へ提出してください。

※お住まいの民生児童委員へ申請が必要となる理由、家庭状況等を説明し、意見をいただいてください。

教育委員会へ提出

（学校を經由）

認定要件の確認

教育委員会で世帯の収入調査を行い、該当事項を確認します。

認定の決定・不決定

学校を經由して保護者へ通知します。

（裏面もご確認ください。）

3 援助される経費の種類と予定金額（年額（上限）、準要保護の場合）

支給費目	小学校	中学校
1 学用品費	11,630円	22,730円
2 通学用品費（第1学年除く）	2,270円	2,270円
3 校外活動費（宿泊なし）	1,600円	2,310円
4 校外活動費（宿泊あり）	3,690円	6,210円
5 体育実技用具費（スキー）	26,500円	38,030円
6 新入学児童生徒学用品費等	57,060円	63,000円
7 修学旅行費	22,690円	60,910円

※ 金額は年度により変更する場合があります。

※ 校外活動費（宿泊なし）は、交通費及び見学科が対象（実費）となります。

※ 校外活動費（宿泊あり）は、交通費、見学科及び宿泊費が対象（実費）となります。
但し、学年を通じて1回のみ。

※ 体育実技用具費は、スキーレンタル料が対象（実費）となります。

※ 修学旅行費は、交通費、宿泊費及び見学科が対象（実費）となります。

支給費目1～3 年額を年間3期に分けて支給します。（年度途中認定の場合、月割額）

支給費目4～5・7 対象月の認定者に支給します。

支給費目6 新入学児童生徒の保護者に支給します。（年度当初認定者のみ対象）

支給費目5～6 支給費目1・2に加算で支給します。

4 支給予定時期

年間3期に分けて支給します。なお、修学旅行費は実施時期にあわせて支給します。

・第1期支給・・・7月 ・第2期支給・・・12月 ・第3期支給・・・3月

その他

- （1） 同一生計の世帯全員とは、住民登録が別住所になっている場合や同住所で世帯分離している場合でも、同じ家に住んでいる場合には、同一生計の世帯員とみなします。
また、単身赴任等により別居している場合等も同一生計の世帯となります。
- （2） 1月1日現在で、住所が町外の場合は、1月1日時点の居住地（前の市町村）で課税証明書を取得し、申請書と一緒に提出してください。
- （3） 援助制度は、各学校、民生児童委員との連携により実施しているため、子どもの見守りや面談などの機会を通じて世帯の状況の確認を行う場合があります。
- （4） 虚偽の申請により、就学援助を受けたことが判明したときは、援助費を返還いただきます。認定から外れたときは、速やかに学校又は教育委員会へ申し出てください。